

一般社団法人日本ツーリストガイド・アシスタント協会 正会員規約

(目的)

第1条 この会員規約は、一般社団法人日本ツーリストガイド・アシスタント協会（以下、「当協会」という。）の自然人である正会員（以下、「会員」という。）の入会及び退会並びに会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の資格)

第2条 会員は、当協会の事業目的に賛同し、入会した自然人とする。

(入会)

第3条 会員として新たに入会しようとする者（以下、「入会申込者」という。）は、当協会所定の入会申込書を当協会に提出しなければならない。

2 前項の申し込みがあったときは、理事会においてその可否を決定し、遅滞なくこれを入会申込者に通知する。

3 入会申込者は、次条に定める入会金を支払わなければならない。

(入会金及び会費)

第4条 当協会の入会金及び会費は、次に定めるとおりとする。

入会金：1会員あたり金22,000円

年会費：1口あたり金16,500円

2 入会金及び年会費は、当協会発行の請求書により、当該請求書記載の支払期日限り、一括で振り込むものとする。

3 会員が既に納めた入会金及び年会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(認定試験及び講習)

第5条 会員は、前条記載の入会金を支払った後、当協会所定の認定試験を受けるものとする。

2 会員は、当協会が必要と認める場合、遅滞なく当協会所定の講習を受けるものとする。

(会員登録有効期間)

第6条 会員の登録有効期間は、会員が年会費の全額の支払いをした翌日から1年間とし、以後、会員が会員資格を喪失した場合を除き、自動更新されるものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 会員は、会員サービスの提供を受ける権利の第三者への譲渡、売買、或いは、これに対する質権の設定その他の担保権の設定等の行為をしてはならない。

(変更の届出)

第8条 会員は、住所、氏名、連絡先等、当協会への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに変更届を当協会に提出するものとする。

2 会員が、前項の変更の届出を行わなかったことにより不利益を被った場合でも、当協会はその責任を一切負わないものとする。

(休会及び復会)

第9条 会員は、当協会所定の休会届を当協会に提出することによって、提出後1週間の経過をもって休会することができる。

2 休会中の会員は、当協会所定の復会届を当協会に提出することによって、提出日付で会員資格を回復することができる。なお、復会届提出時において、前第5条に定める会員登録有効期間を経過している場合は、新たに年会費全額の支払いをした翌日に、会員資格を回復するものとする。

(退会)

第10条 会員は、登録期間満了日の1箇月前までに、当協会所定の退会届を当協会に提出することによって、登録期間満了日をもって当協会を退会することができる。

2 未払いの会費等がある場合には、会員は、退会後も当協会に対する未払い分の支払いを免れないものとする。

(会員資格の取消し)

第11条 当協会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会員資格の取消しをすることができるものとする。

- (1) 他者又は当協会の名誉、プライバシー、著作権、肖像権、信用等を侵害する行為、又は会員としての品格を損なう行為があったと当協会が認めたとき。
- (2) 会費の納入が、請求書記載の支払期日から2箇月以上遅滞したとき。
- (3) 当協会の活動を通じて、他の会員の連絡先、プロフィール等の個人情報を収集する行為、また入手した情報について複製・公開・配布・出版・販売等を行う行為があったとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (5) 本規約その他当協会が定める規則に違反したとき。

(6) その他、当協会が会員として不適格と認める相当の事由が発生したとき。

(会員資格の喪失)

第12条 会員は、次の各号のいずれかに該当した場合、その資格を喪失する。

- (1) 休会したとき
- (2) 退会したとき
- (3) 会員資格を取り消されたとき
- (4) 死亡したとき

(会員資格喪失後の権利及び義務)

第13条 前条の規定により会員の資格を喪失したものは、会員の資格に基づき当協会より付与又は許諾された一切の権利を喪失する。

(特典)

第14条 会員には、次の特典を提供する。

- (1) 当協会ウェブサイトにおける会員マイページの付与
- (2) 当協会が開催する各種研修・講座・セミナーへの参加資格の付与
- (3) 業務を行う上で発生し得る事態に対する損害賠償保険（施設賠償・業務過誤・受託物賠償・訴訟対応費用・初期対応費用）の加入権の付与（ただし、登録有効期間中の会員に限る。）
- (4) ツアーガイド又はアシスタントの募集に関するお知らせ

(本規約の改定)

第15条 当協会は、当協会ウェブサイトへの掲載その他当協会が適当と判断する方法で会員に通知することにより、会員の同意を得ることなく、いつでも本規約を改定することができる。なお、改定後は当協会が別に定める場合を除き、改定後の本規約を適用する。

(個人情報の保護)

第16条 当協会は、自身が定める個人情報保護方針に基づき会員の個人情報を管理し、その保護に万全を期すものとする。

(免責及び損害賠償)

第17条 戦争・テロ・暴動・労働争議・地震・噴火・洪水・津波・火災・停電・コンピュータのトラブル・通信回線のトラブル・システムの保守点検・更新等によりやむを得ず会員サービスを変更、中止又は一時停止せざるを得なかった場合、当協会は一切責任

を負わないものとする。

- 2 会員は、当協会が提供する特典及び当協会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、当協会は一切責任を負わないものとする。
- 3 本規約に違反した会員に対し、当協会は告知なしにサービスの利用停止、会員資格の取消し等の措置をとることがあるが、それによって生じた如何なる損害に対しても一切責任を負わないものとする。
- 4 会員が退会又は会員資格の取消し等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

(反社会的勢力への対応)

第18条 当協会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく、会員資格の取消しをすることができるものとする。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）に属すると認められるとき。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき。
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (6) 自ら又は第三者を利用して、当協会又は当協会の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき。
- 2 当協会は、会員が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告をすることなく、会員資格の取消しをすることができるものとする。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流し、偽計を用い又は威力を用いて当協会の信用を毀損し、又は当協会の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与していないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
- 4 本条の規定により会員資格の取消しをした場合には、当協会は、会員に損害が生じ

でも何らこれを賠償又は補償することは要せず、また、これにより当協会に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとする。

(準拠法・合意管轄)

第19条 本規約の準拠法は日本法とし、これに従って解釈される。本規約及び当協会の活動に起因又は関連して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第20条 本規約に定めのない事項や疑義を生じた事項については、当事者間で誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

本規約は、2025年7月1日から施行する。